

德島市中央卸売市場 新市場整備基本構想（案）

平成31年3月

新市場基本構想策定協議会

《目 次》

策定の趣旨	1
第1章 新市場建設の意義	1
1 卸売市場を取り巻く環境の変化	1
① 卸売市場流通をめぐる変化	1
◇総流通量と卸売市場経由率の推移	2
◇卸売市場数と業者数の減少	3
◇国民の食料消費量の減少	4
◇小売業態（店舗数）の変化	5
② 卸売市場法の改定	6
2 徳島市中央卸売市場を取り巻く環境	7
◇徳島県の人口推移（平成52年の推移予測まで）	7
◇青果部取扱高の推移	8
◇水産物部取扱高の推移	8
◇仲卸業者数・売買参加者数の推移	9
◇関連事業者数（第1種・第2種）の推移	9
3 徳島市中央卸売市場の課題	10
① 当市場の強みと弱み	10
② 施設の現状と課題	10
③ 当市場の目指すべき方向性	11
4 新市場建設の必要性	11
第2章 新市場のコンセプト	12
1 流通や消費者ニーズ等の変化に対応する市場づくり	12
① 物流システムの効率化	12
② 安全・安心な生鮮食料品の提供（衛生対策の充実）	12
③ 物流拠点機能の発揮	13
④ グローバル化・ICT化等、流通の変化に対応できる市場	13
2 市場の活性化と地域貢献に向けた取り組み	13
① 開かれた市場運営	13
② 観光客対応、にぎわいづくり創出	13

③ とくしまブランドの販路拡大	1 4
3 環境への配慮と災害対策の強化	1 4
① 環境に配慮した施設.....	1 4
◇自然エネルギー活用の検討	1 4
◇C O ₂ の削減対策	1 4
◇周辺地域の環境対策	1 5
◇ごみリサイクルの推進及び減量化対策	1 5
② 災害時対応機能の強化・充実（食の供給拠点）	1 5
4 健全な市場運営	1 6
① 戦略的な市場運営	1 6
◇経営戦略.....	1 6
② 適正規模の施設整備.....	1 8
◇卸売場等の規模算定（算定式）	1 8
③ 市場事業会計の健全化.....	1 8
第3章 新市場整備の基本的な方向性	1 9
1 整備場所の検討	1 9
2 整備規模及び整備区分の検討	1 9
3 整備・運営手法（体制）の検討	2 0
第4章 整備スケジュール	2 1
○新市場基本構想策定協議会について	2 2

策定の趣旨

本市場は、開設以来45年以上が経過し、施設の老朽化等への対応が必要である。特に、平成26・27年度に実施した耐震診断の結果、耐震性能に課題があるとされ、計画的な整備についての検討を進めるため、平成28年度に「徳島市中央卸売市場整備検討協議会」を設置し、市場関係業者と協議・検討を行った結果、「移転による建て替え」の方向で検討を進めるとの整備方針が示され、「徳島市中央卸売市場開設運営協議会」の了承を得た後、その方針が平成30年3月の市議会に報告された。

この方針に則り、平成30年度に設置した「徳島市中央卸売市場基本構想策定協議会」における検討を経て、新市場に求められる機能やコンセプトを踏まえた新市場整備の基本的な方向性をとりまとめた「新市場整備基本構想」を策定する。

第1章 新市場建設の意義

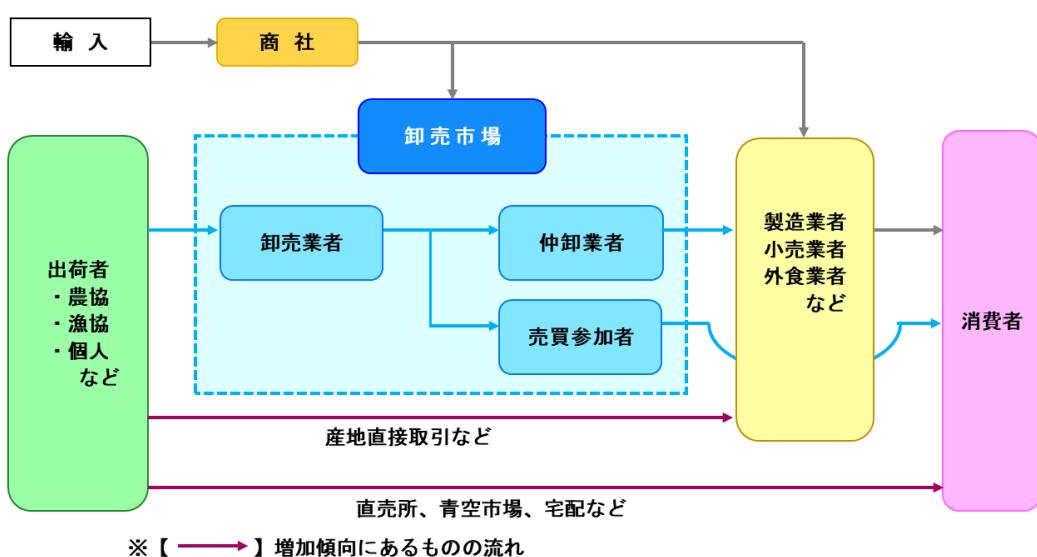
1 卸売市場を取り巻く環境の変化

① 卸売市場流通をめぐる変化

卸売市場は、日々の食生活に欠かすことができない生鮮食料品を市民・県民に円滑に安定供給するための流通拠点として、出荷者（産地）と小売店・量販店、更には消費者である市民・県民の橋渡しとしての重要な機能・役割を担ってきた。

しかしながら、近年は、少子高齢化に伴う食料消費の量的変化に加え、出荷団体の大型化や量販店等の大口需要者の増加、さらには直売所や技術的革新に伴うネット取引の増加等により、下記のとおり卸売市場を経由しない流通手法が拡大するなど、従来の流通構造から大きく変化している。

【図表1-1 生鮮食料品の主な流通経路】



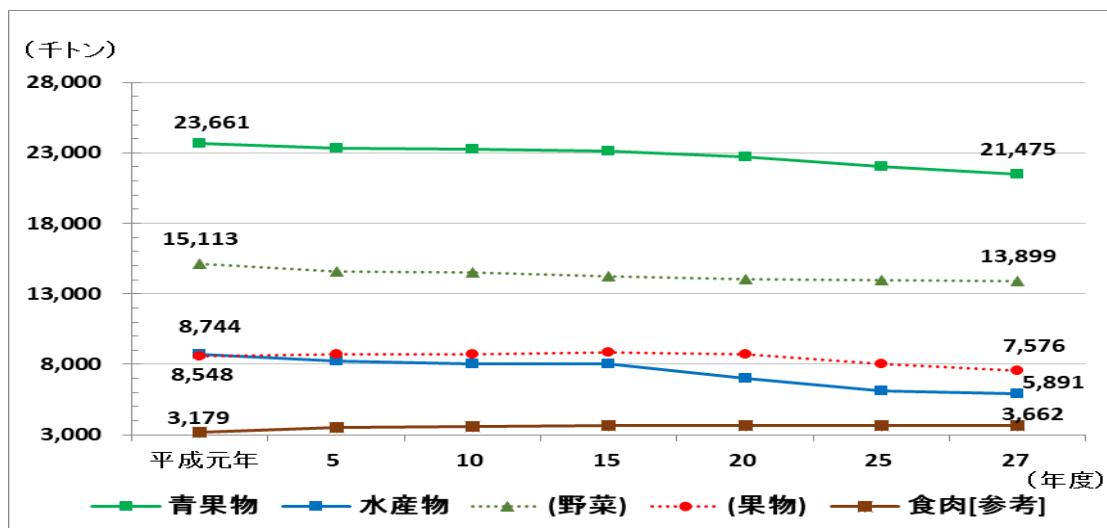
(出典：農林水産省「卸売市場をめぐる情勢について(平成30年7月)」)

◇総流通量と卸売市場経由率の推移

水産物の総流通量及び市場経由率の低下は、家族形態の変化やライフスタイルの多様化等に伴う魚離れが一つの要因として考えられる。

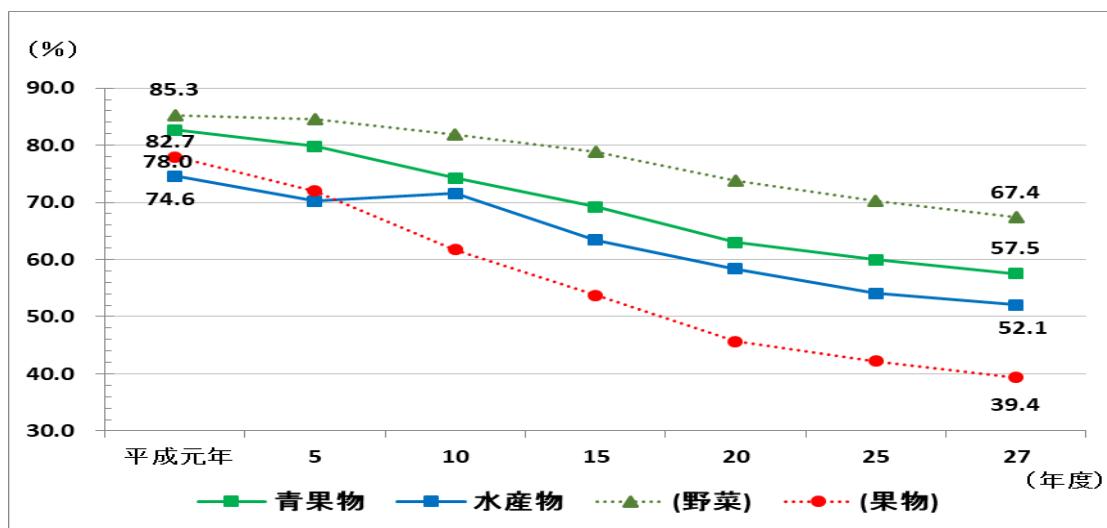
青果物の流通量は、野菜、果実とも健康維持に大切なものとして推奨されていることから、この四半世紀でも減少幅が少ない。市場経由率は低下傾向が見られるものの、野菜は過半数を優に超えるシェアを確保している。一方、果実は大幅に減少している。これは果実が野菜に比べて大型産地に集中する傾向があり、出荷団体が大型小売店等に直接販売する動きを強めたことなどが理由と推察される。また、果実の総流通量には卸売市場での取扱いが少ない果汁も含まれるため、野菜に比べて卸売市場の取扱い比率が低い傾向となっている。

【図表 1-2 総流通量】



(出典: 農林水産省「平成29年度 卸売市場データ集」)

【図表 1-3 卸売市場経由率】



(出典: 農林水産省「平成29年度 卸売市場データ集」)

◇卸売市場数と業者数の減少

卸売市場数と業者数の推移は、卸売市場取扱規模の減少に比例することが明確に表れている。

まず、中央卸売市場の市場数と都市の減少は、第8次卸売市場整備基本方針以来、国が卸売市場の再編に取り組んだためである。

一方、地方卸売市場数の減少は、公設地方卸売市場数の減少はほとんどなく、民設地方卸売市場の廃業によるものであり、この傾向は今後も続くと考えられる。

なお、徳島県においては、平成25年段階の資料（財団法人・食品流通構造改善推進機構発行『全国卸売市場総覧2013』）によると地方卸売市場は9市場あり、青果地方卸売市場の取扱合計金額は、3,142百万円である。一方、徳島市中央卸売市場の取扱金額は、18,775百万円であることから、徳島市中央卸売市場が徳島県全体の85.7%のシェアを持っている。

したがって、今後、徳島県下の地方卸売市場を減少させないためには、徳島市中央卸売市場が中核卸売市場として集荷支援を行うなど、担うべき役割は大きい。

【図表1-4 卸売市場数と業者数の推移】

		市場数	取扱金額(億円)	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央 卸 売 市 場	全体	64(40都市) 88(56都市)	40,162(62.8%) 63,902	160(61.1%) 262	3,161(47.8%) 6,608	23,738(44.1%) 53,870
	うち 青果	49(37都市) 72(55都市)	20,404(80.0%) 25,579	69(59.5%) 116	1,304(50.5%) 2,584	11,084(31.3%) 35,373
	うち 水産	34(29都市) 54(46都市)	15,490(46.8%) 33,131	55(57.3%) 96	1,706(44.6%) 3,828	3,596(31.1%) 11,576
	うち 食肉	10(10都市) 10(10都市)	2,876(83.2%) 3,455	10(100.0%) 10	63(63.6%) 99	1,842(80.4%) 2,290
	うち 花き	14(10都市) 9(6都市)	1,207(203.5%) 593	18(81.8%) 22	76(172.7%) 44	6,623(143.9%) 4,604
	他	6(5都市) 9(6都市)	185(16.2%) 1,144	8(40.0%) 20	12(22.6%) 53	593(219.6%) 27
	地方卸売 市場	1,060(65.2%) 1,626	32,472(63.5%) 51,106	1,255(63.7%) 1,969	2,733(137.3%) 1,990	105,337(44.7%) 235,787

※数値：上段＝中央卸売市場は平成29年度、地方卸売市場は平成28年度実績

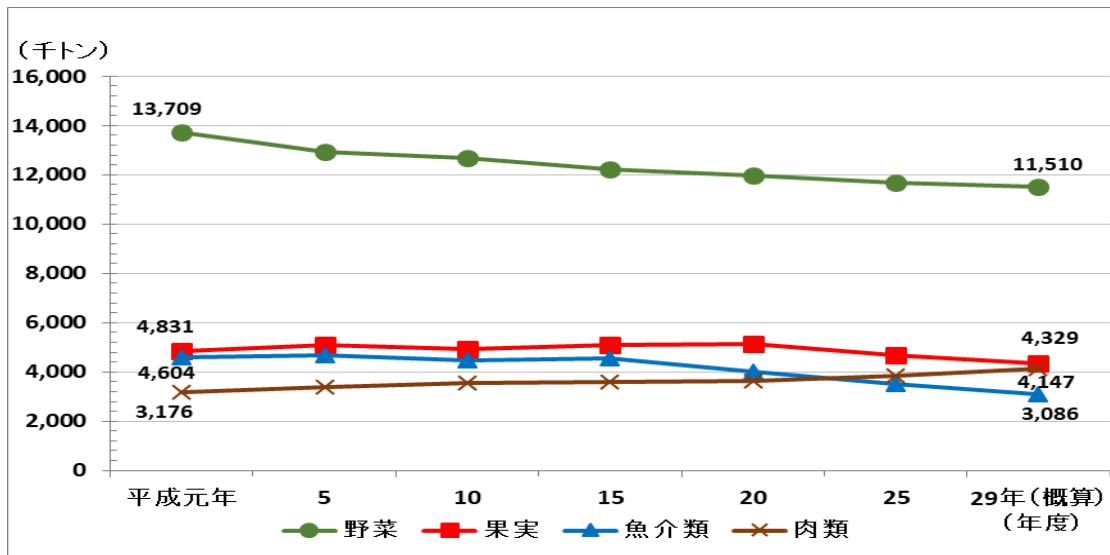
下段＝〃平成4年度、〃平成2年度実績

※（ ）内の数値＝各下段数値を100としたときの指標（%）

◇国民の食料消費量の減少

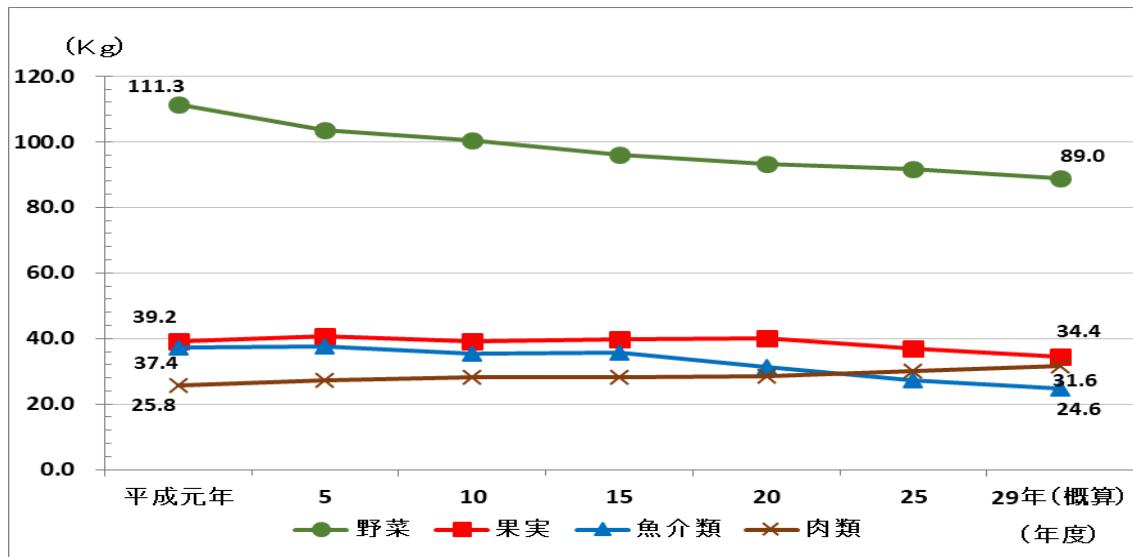
国民の食料消費量について、肉類はゆるやかな増加傾向であるが、野菜、果実、魚介類は減少傾向を示しており、国民1人1年当たりの食料消費量も同様の推移を示している。特に魚介類と肉類の消費量については、平成23年頃に逆転し、その差が拡大するなど、消費者の魚離れが進行している。

【図表1-5 国民の食料消費量推移】



(出典: 農林水産省「平成29年度食料需給表(概算)」)

【図表1-6 国民1人1年当たりの消費量推移】

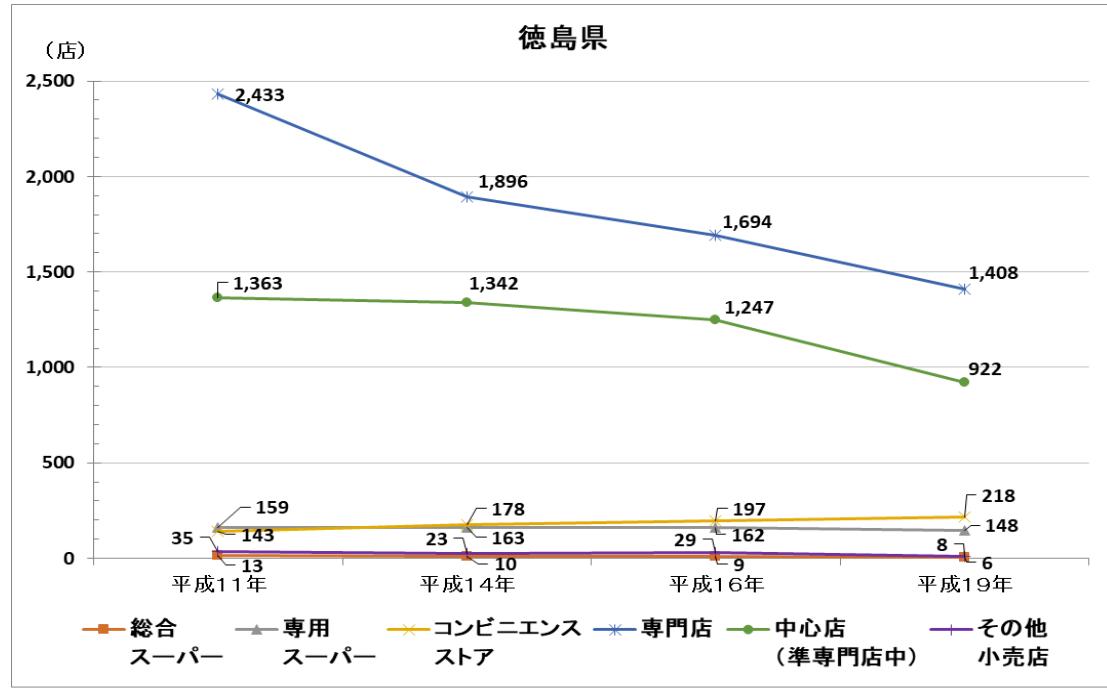
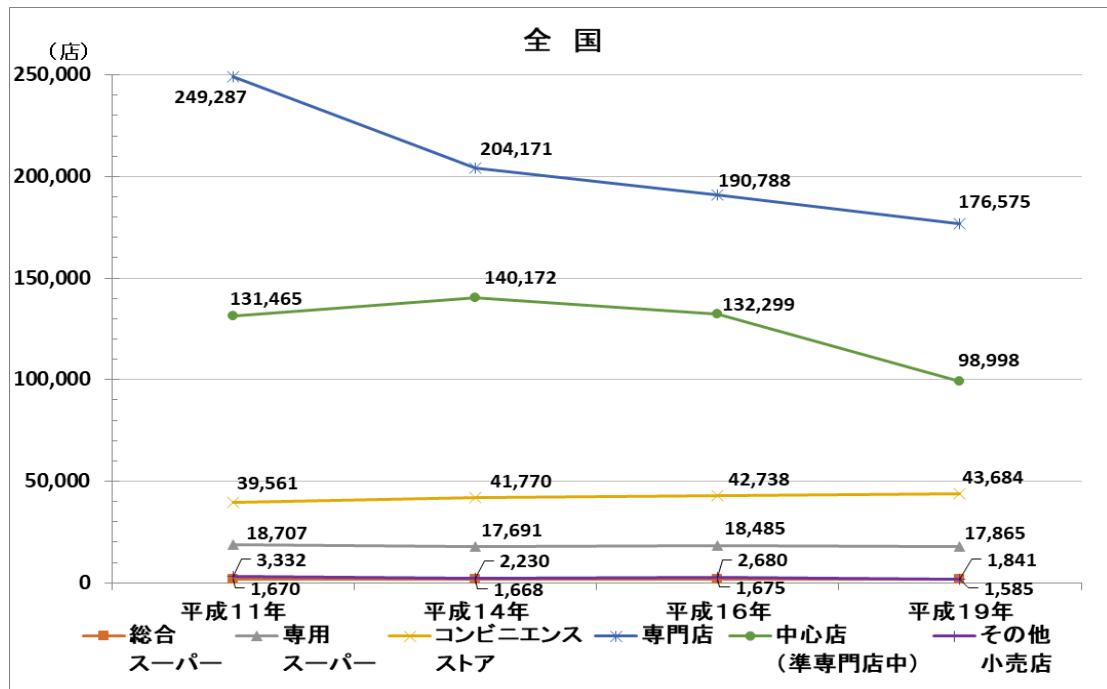


(出典: 農林水産省「平成29年度食料需給表(概算)」)

◇小売業態（店舗数）の変化

小売業の動向として、ライフスタイル変化等に伴い、専門店、中心店（準専門店）が大幅に減少する中、唯一、コンビニエンスストアが増加しており、徳島県の推移も全国の推移と合致している。

【図表 1-7 小売業店舗数の変化】



(出典：経済産業省「商業統計」)

② 卸売市場法の改定

平成30年6月の国会で改正卸売市場法が成立（平成32年6月21日施行）した。主な改正内容として、

- ① 卸売市場開設手続が認可制から認定制へ移行
- ② 開設区域制が法的に廃止され、各市場で開設区域制を設定することができる
- ③ 取引ルールとして「受託拒否の禁止」、「差別的取扱の禁止」は法改正後も維持されるが、「第三者販売の原則禁止」、「直荷引きの原則禁止」、「商物一致の原則」は各市場で見直し、設定することができる等である。

さらには、これまで中央卸売市場にある施設は、卸売市場機能に関わるものでなければならなかったが、改正後は、卸売市場機能だけを認定権者に申請すれば、それ以外の施設（申請外施設）は自由に設定できることになった。これは申請外施設による収益を卸売市場運営に充てることで、卸売市場運営の安定を図る趣旨であると説明されている。

当然のことながら、この申請外施設の整備費は国からの助成対象外となることが想定できるが、徳島産生鮮食料品を取り扱った小売・サービス業者の誘致、あるいは各種イベントを開催するための場の提供等、利用できる仕組みは積極的に導入し、市場のさらなる活性化を実現するとともに、財源の確保につなげていくことが望まれる。

これらの改正は、たちまち市場の業務運営に影響を及ぼすものではないが、中・長期的には市場間競争の激化にもつながることが想定できるため、他市場の動向を注視しつつ、今回の改正を最大限活用できるよう、開設者と市場関係業者が一体となり、戦略的に取り組んでいく必要がある。

区分	現 行	改 正															
法 の 概 要	卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設、卸売市場の取引に関する規制等を定め、 <u>卸売市場の整備を促進する</u> 。	農林水産大臣は卸売市場の業務の運営、施設、その他重要事項に係る基本方針を定め、その <u>認定に関する措置等を講ずる</u> 。															
業 務 等 の 許 認 可	開 設 (者)	民間事業者も含め、一定規模の卸売市場の開設者が「中央卸売市場」と称することを農林水産大臣が <u>認定</u> 。															
	開 設 区 域	<u>農林水産大臣が設定</u>															
	卸 売 業 者	<u>農林水産大臣が許可</u>															
	仲 卸 業 者	<u>開設者が許可</u>															
	売 買 参 加 者	<u>開設者が承認</u>															
	関 連 事 業 者	<u>開設者が許可</u>															
取 引 の 規 制	卸 売 業 者	<p style="text-align: center;">公正・安定性のために 必要な規制は残存</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">①差別的取扱の禁止</td> <td style="padding: 5px;">②受託拒否の禁止</td> <td style="padding: 5px;">③売買取引の方法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④卸売の相手方の制限</td> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">・仲卸、買参以外への販売(第三者販売)の禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・自社への買受け(循環取引)の禁止</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤商物一致の原則(商品は市場を必ず経由)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥即時払いの原則(再生産経費の確保)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	①差別的取扱の禁止	②受託拒否の禁止	③売買取引の方法	④卸売の相手方の制限	・仲卸、買参以外への販売(第三者販売)の禁止		・自社への買受け(循環取引)の禁止			⑤商物一致の原則(商品は市場を必ず経由)			⑥即時払いの原則(再生産経費の確保)		
①差別的取扱の禁止	②受託拒否の禁止	③売買取引の方法															
④卸売の相手方の制限	・仲卸、買参以外への販売(第三者販売)の禁止																
・自社への買受け(循環取引)の禁止																	
⑤商物一致の原則(商品は市場を必ず経由)																	
⑥即時払いの原則(再生産経費の確保)																	
仲 卸 業 者	<p style="text-align: right;">上記「共通の取引ルール」を適用すれば、<u>左記④～⑧の取引規模は開設者による任意設定が可能</u></p>																
監 督 处 分 等 の 対 象	開設者・卸売業者	<u>開設者</u>															
国 の 助 成 (補 助 率)	地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき施設の改良、造成または取得をする場合において、建物、機械設備等の重要な改良、造成または取得に要する費用(十分の四以内)。	中央卸売市場の開設者が <u>食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受け、同法で規定する認定計画に従って行う整備に要する費用</u> (十分の四以内)。															

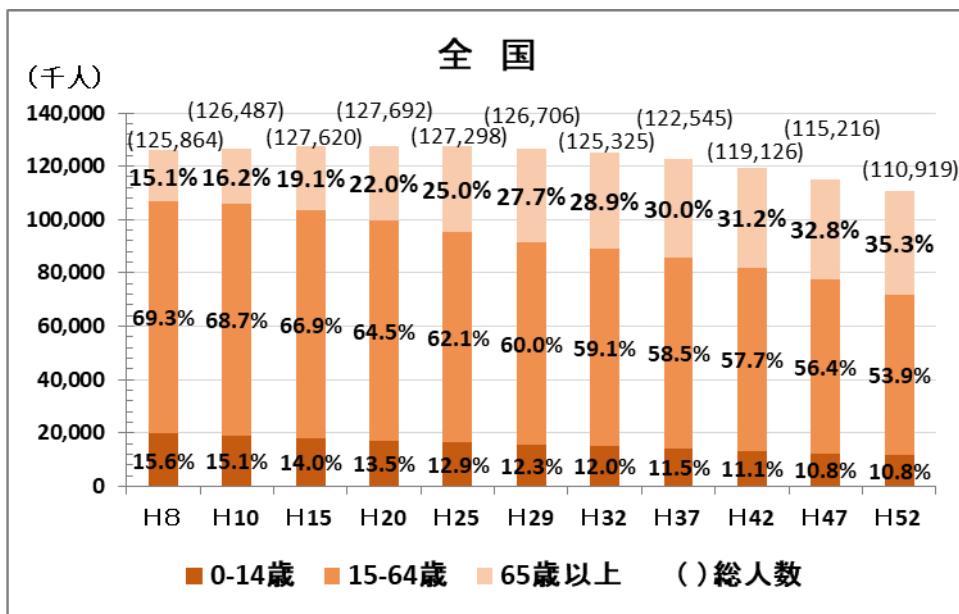
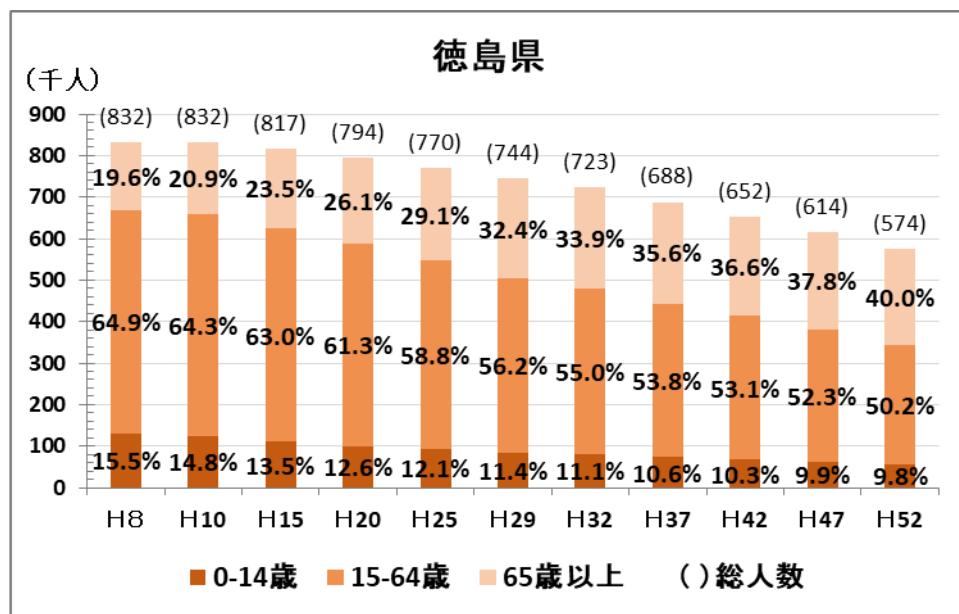
2 徳島市中央卸売市場を取り巻く環境

◇徳島県の人口推移（平成5年2年の推移予測まで）

（平成30年4月1日時点 人口：737,939人、世帯数307,835世帯）

全国の年齢層と比較し、平成29年時点で、15～64歳までが4%程度少なく、65歳以上が5%程度多い状況であり、高齢化が進んでいる。

【図表1-8 人口推移】



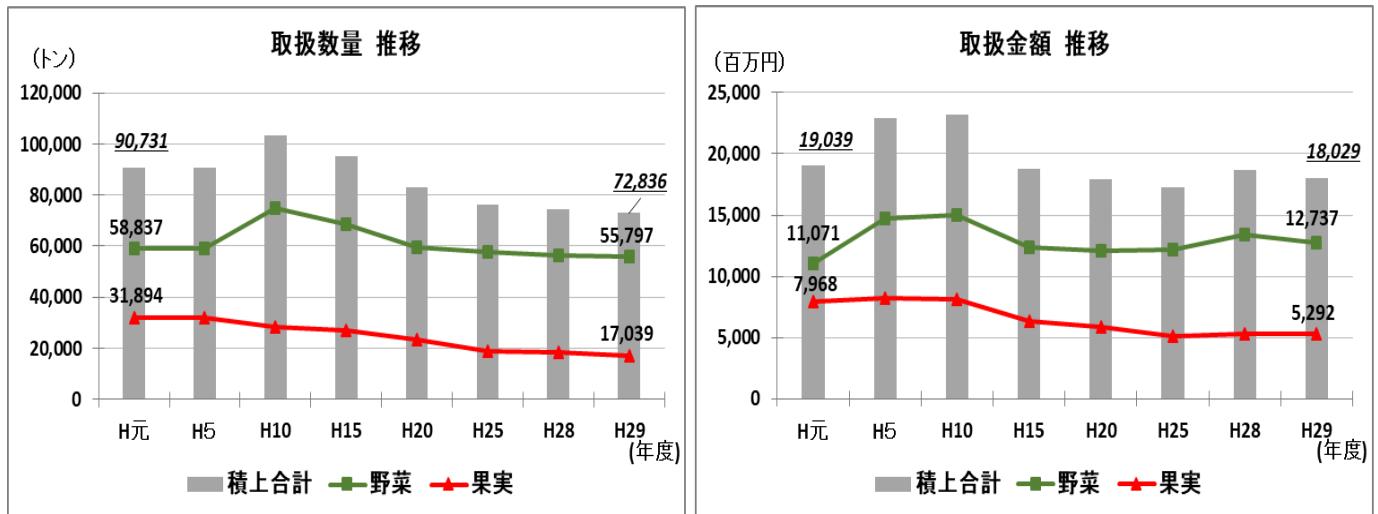
（出典：総務省統計局「国勢調査」）

（出典：国立社会保障・人権問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」）

◇青果部取扱高の推移

野菜の取扱数量は平成20年度から減少傾向、果実の取扱数量は平成元年が微減傾向となっているものの、平成25年度以降はいずれも横ばいで推移している。

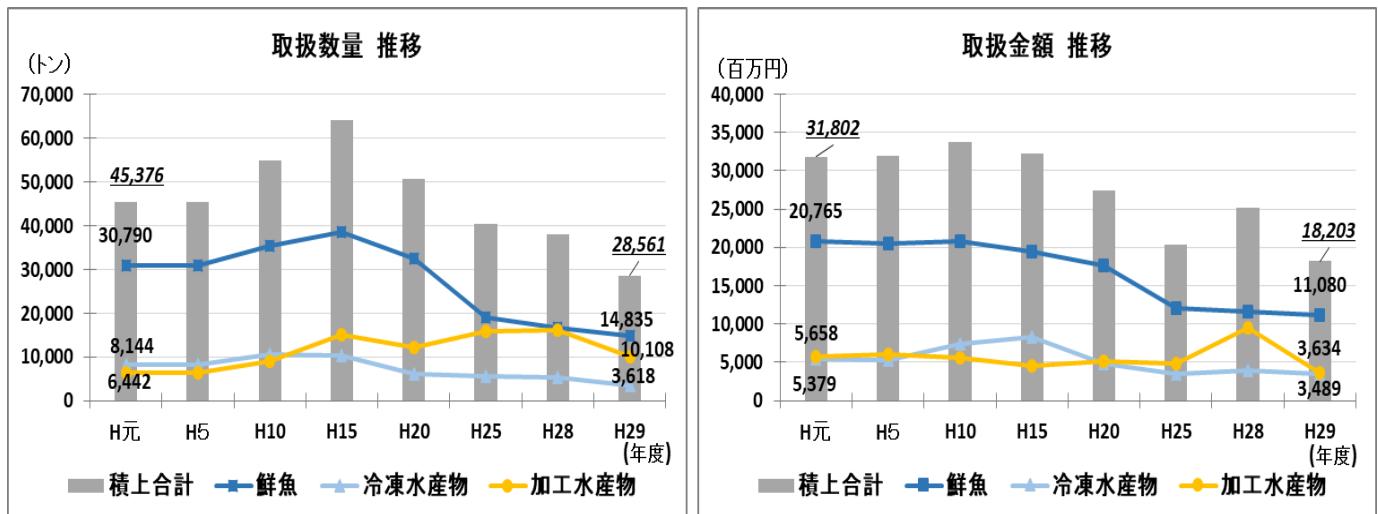
【図表1-9 青果部取扱高推移】



◇水産物部取扱高の推移

【図表1-5 国民の食料消費量推移】の魚介類の減少傾向と連動し、鮮魚の取扱数量が平成15年度から減少傾向となっており、消費者の魚離れが進んでいることが推測できる。

【図表1-10 水産物部取扱高推移】

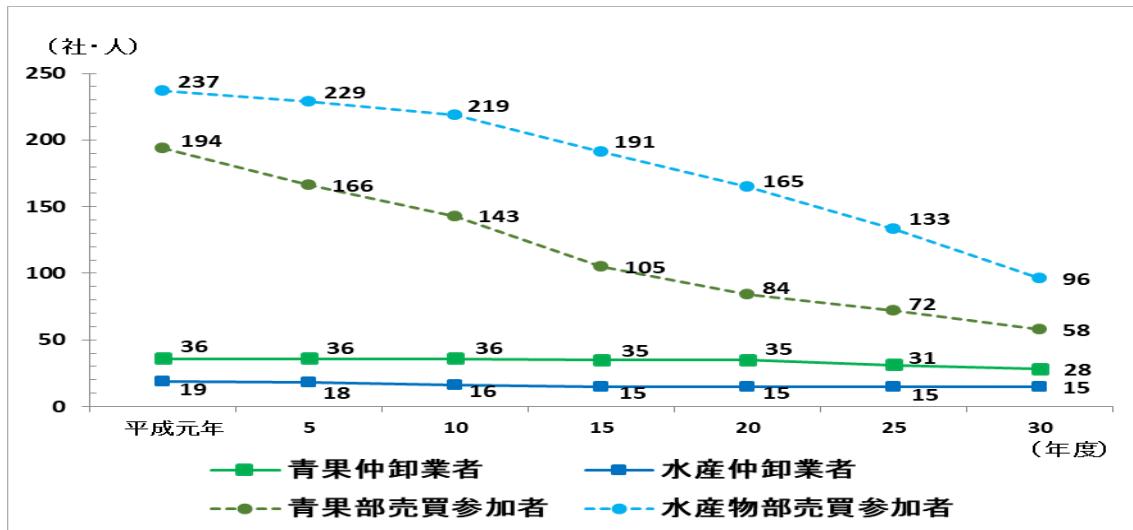


◇仲卸業者数・売買参加者数の推移

青果仲卸業者は平成20年度頃より減少傾向が続き、平成30年度は平成20年度と比較して20%の減少となっている。一方、水産仲卸業者は平成元年頃から平成15年頃までに21%減少したものの、その後は増減なしで推移している。

売買参加者は毎年度減少しており、平成元年度から平成30年度までの間に、青果部で59%、水産物部で70%、それぞれ減少している。

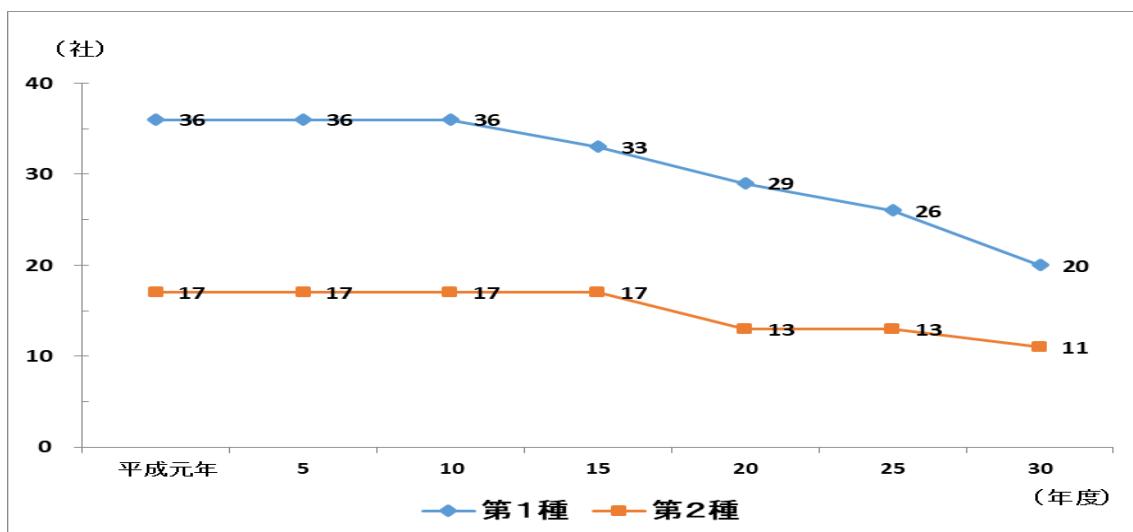
【図表1-1-1 仲卸業者・売買参加者数の推移】



◇関連事業者数（第1種・第2種）の推移

売買参加者の減少と連動しており、平成元年度から平成30年度までの間に、第1種で44%、第2種で35%、それぞれ減少している。

【図表1-1-2 関連事業者（第1種・第2種）の推移】



3 徳島市中央卸売市場の課題

① 当市場の強みと弱み

【強み】

◆産地市場である

- ・3海域（播磨灘、紀伊水道、太平洋）と河川等、豊富な水産資源を有する
- ・吉野川や那賀川流域を中心に恵まれた自然環境を活かし多種多様な農産物を生産

◆立地場所が流通業に適している

- ・関西圏に近い立地条件を活かし、多くの生鮮食料品を供給している
- ・近隣に大型フェリーターミナルがありインタークェンジも開通予定

◆徳島県の拠点市場である

◆四国第一位の取扱数量

【弱み】

◆県内の産地に依存している

◆閉鎖的施設であるため市民・県民の認知度が低い

◆施設の老朽化と敷地の狭隘化により、取引形態の変化に対応できていない

◆コールドチェーン等、品質管理機能が脆弱（生産者、実需者離れが危惧される）

◆市場外流通の増加や人口減少により取扱数量が減少傾向にある

② 施設の現状と課題

(1) 市場施設全体の老朽化と機能低下

近年の卸売市場には、品質管理水準の高度化、場内物流の効率化、付加価値的機能の創出・発揮が求められているが、開設から45年以上が経過した当市場施設は時代の要請に応じた機能が十分備えられていない。

① 建物の老朽化

ア 外壁・大屋根の劣化による浸水・雨漏りや、鉄筋の腐食が見受けられる等、老朽化が顕著である。

イ 給排水・電気設備において老朽化による不具合が生じている。

ウ 修繕の頻度が高くなっている、修繕費が増加傾向にある。

② 時代に合わない衛生管理機能

開放型施設のため、搬入から搬出までの間、温度管理が不十分であるとともに、暴雨の影響や小動物等の進入を防ぐことが十分できない。

特に、夏場は高温・多湿による商品鮮度への影響や、場内関係者の体調面が懸念される。

③ 非効率な物流動線

狭隘化した敷地での施設整備の実施に伴い、作業スペースや買荷保管所、積込所等が点在するなど、非効率な物流動線となっている。

(2)施設の耐震問題

東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きな変化が見られるが、平成26年度及び平成27年度の2か年で実施した耐震診断の結果、青果棟・水産棟を含む複数の主要施設において「震度6から7クラスの地震の振動・衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「危険性がある」との判定を受けている。

(3)耐震診断結果

施設名称	建築年月	判 定 内 容	補強の必要性
青果・水産棟	S 48.2	震度 6～7 クラスの地震の振動・衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	耐震補強を要す
水産物荷受場	S 48.2		
管理棟(※)	S 48.2	震度 6～7 クラスの地震の振動・衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	一部補強を要す
トラックターミナル	S 53.12		
水産冷蔵庫棟	S 48.2	震度 6～7 クラスの地震の振動・衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	補強を要さない
バナナ棟	S 48.2		
青果倉庫	S 48.2		

(※) 平成29年度に耐震補強工事を実施し、市場関係者及び近隣住民からの要望が強かつた緊急避難場所を確保した。

③ 当市場の目指すべき方向性

消費者（市民・県民）への生鮮食料品の安定供給、多様化する消費者ニーズへの対応といった本来業務に加え、市場の人・物・情報といった資源を活用した食のイベント開催や食育事業の拡充等、市場の存在・役割等が認知される取り組みや市民との交流を一層推進し、地域に還元できる市場を目指す。

4 新市場建設の必要性

卸売市場法の改正により、取引の規制緩和・自由化が進み、市場間競争がますます激化することが予想される中、当市場が位置する沖洲地区にインター・チェンジが開通することで、物流の効率化や観光客の利便性の向上等、交流人口拡大による地域経済の活性化が期待できる。この受け皿として、公的物流拠点である当市場が担うべき役割は大きい。

こうした状況の中、現在の市場施設は前述のとおり、開設45年超が経過し、施設・設備において時代の要請に応じた機能が十分でないことに加え、敷地の狭隘化により、観光客や市民・県民に利用してもらうための開放施設等を設置するための余剰地がない。

以上のことから、市場業務エリアと市民・県民が利用できる交流エリアとを効果的・効率的にゾーニングした施設を一体整備し、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、開かれた市場の運営を図る。

第2章 新市場のコンセプト

1 流通や消費者ニーズ等の変化に対応する市場づくり

卸売市場を取り巻く環境は、生産者と実需者との直接取引の増加や産地直売所・ネット販売の隆盛による生鮮食料品の流通形態の変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化等、従来と比べ大きく変化している。

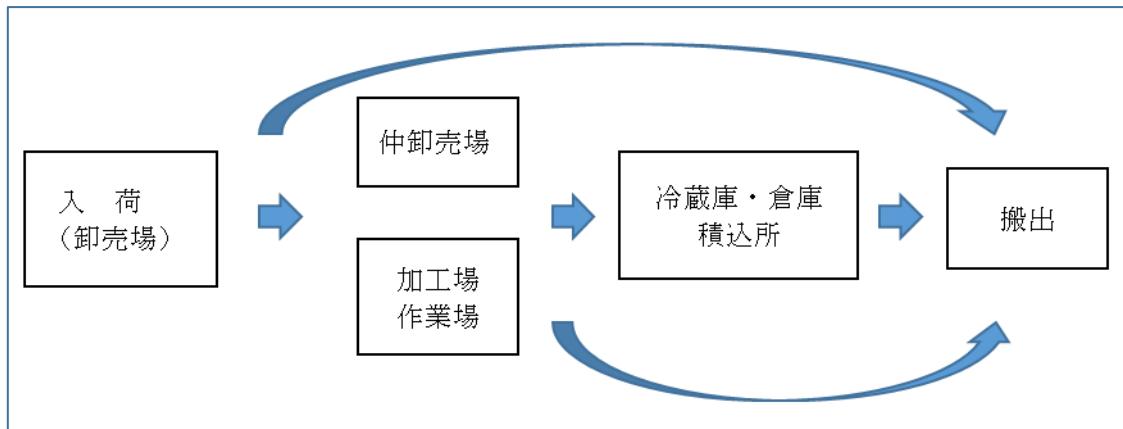
さらに、輸出を見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実等、生産者や実需者が卸売市場に求める機能・役割も一層多様化していることから、こうした状況に柔軟に対応できる施設整備を図る。

① 物流システムの効率化

点在する作業場や冷蔵庫・倉庫、積込所等を計画的に配置することで、入荷から搬出するまで、人や物の動線に配慮した効率的な物流システムを構築する。

また、卸・仲卸業者の配送・集荷事業の共同化をはじめ、情報通信技術等の導入により、保管施設の在庫状況、生産者や実需者との集荷・販売情報をリアルタイムで把握するなど、効率的な流通の管理及びコストの削減を図る。

【図表 2-1 効率的な物流システム】



② 安全・安心な生鮮食料品の提供（衛生対策の充実）

消費者の食の安全・安心に対する意識や関心の高まりに伴い、生鮮食料品等の流通を扱う卸売市場においては、生産者並びに量販店等から高度な品質管理が求められている。

このため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等、商品特性に応じた効果的・効率的なコールドチェーンの確立に加えて、衛生設備の充実や市場関係者の衛生に対する意識の向上により、衛生管理の徹底を含めた高度な品質管理の実現を図る。

さらに、定期的に食品・水質検査を実施するとともに、その検査結果を公表するなど、食の安全性に関する情報を積極的に発信し、生鮮食料品の流通拠点である卸売市

場の信頼確保に努める。

③ 物流拠点機能の発揮

東沖洲インターチェンジの開通に伴い、交通アクセスが向上することから、全国有数の青果・水産物の産地であり、関西圏に近い立地条件等の特性を生かし、関西圏等から当市場を経由して四国の他市場へと繋がるネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後に他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スターク等、当市場が四国の物流拠点としての機能を発揮する。

また、トラック運転手の人手不足や高齢化により、四国においてはフェリーによる貨物輸送が増加していることから、市場に近接する大型フェリーターミナルを有効活用し、九州、関東地方との物流システムを構築する。

④ グローバル化・ＩＣＴ化等、流通の変化に対応できる市場

生鮮食料品の流通形態の多様化や少子高齢化による国内消費量の減少により、卸売市場の取扱数量は年々減少傾向にあることから、生鮮食料品の輸出等、グローバル化に取り組み、取扱数量の拡大及び市場の活性化を図る。

このため、HACCP等の国際的に通用する施設・体制を構築するとともに、輸出促進の取り組みをさらに推進するため、ＩＣＴの導入による配送・在庫管理、国内の産地から市場を経由し、輸出先を繋ぐトレーサビリティ等の物流管理システムを構築する。

また、中食・外食の増加やカット野菜の隆盛など、消費者の生活様式の変化に対応するための施設として、加工施設、小分け施設やパッケージ施設等を整備し、国内外の需要に的確に対応する。

2 市場の活性化と地域貢献に向けた取り組み

① 開かれた市場運営

市場法の改正に伴い市場の一般開放に関する規制が緩和されることから、新市場を市民・県民に定期的に開放するとともに、市場の食材を活用した料理教室を開催するなど、従来の閉鎖的な市場イメージの払拭を図る。

また、現在実施している市場見学会等の市場活性化事業の拡大を図るなど、市場認知度の向上に取り組み、市民・県民に親しまれる身近な施設として、開かれた市場運営に取り組むものとする。

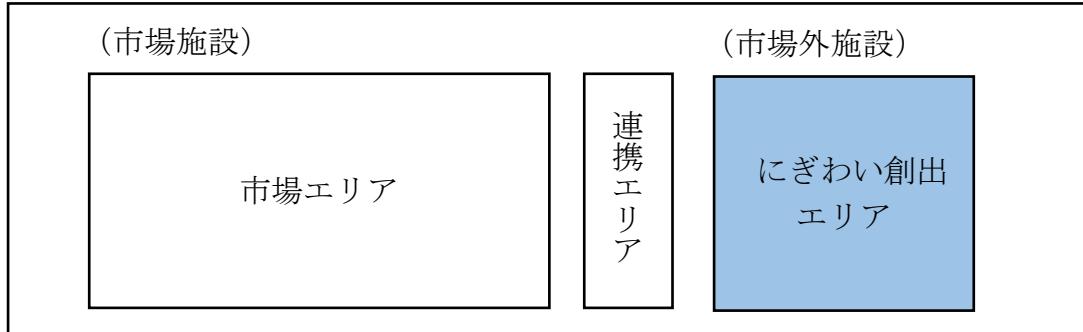
さらに、この受け入れ対策として、駐車場整備や調理室、見学用通路等、必要な施設・設備を整備する。

② 観光客対応、にぎわいづくり創出

東沖洲ＩＣの開通や大型フェリーターミナルが近い立地条件を生かし、市民・県民はもとより、平常時及びお盆や観光シーズンの観光客の誘致施設として、市場に隣接する場所に場外施設を整備する。

具体的には、一般市民・県民が常時利用できる市場外施設（にぎわい創出エリア）を整備し、お盆や観光シーズンには、観光バス対応（食堂や生鮮食料品、お土産物売場等）や阿波踊りイベント等、観光客の誘致施設、また、とくしまブランドの発進基地として、市場本体との相乗効果による市内・県内東部のにぎわいづくりの拠点施設に位置づけを行う。

【図表 2-2 市場用地全体の配置イメージ】



③ とくしまブランドの販路拡大

全国有数の产地である県内産の生鮮食料品（青果・水産物）の販路拡大を図るため、卸・仲卸業者と生産者が連携し、新たにとくしまブランドの開発に取り組む。

また、市場本体及びにぎわい創出エリアにおいて、県外の観光客や事業者に向けた、販路拡大のためのキャンペーンを実施するなど、とくしまブランドの発信基地として有効活用を図る。

3 環境への配慮と災害対策の強化

新市場の整備が周辺環境に与える影響に十分配慮するとともに、温室効果ガスや廃棄物の削減等、市場全体で環境負荷の低減に取り組む。また、災害時等の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を図る。

① 環境に配慮した施設

自然エネルギーの活用の検討やCO₂の削減対策、周辺地域の環境対策、ごみリサイクルの推進及び減量化の取り組み等により、市場内外の環境に配慮した施設とする。

◇自然エネルギー活用の検討

品質管理の高度化のために設置する低温売場や冷蔵・冷凍設備等、新市場では電力使用量の増加が見込まれることから、自然エネルギーの活用について検討を行う。

なお、太陽光発電パネル等の設置については、費用対効果を十分に検証したうえで整備にあたる。

◇CO₂の削減対策

低温売場等の閉鎖した施設での使用や排気ガス汚染を低減するため、フォークリフトの電動化や省エネルギー対策としてのLED照明の採用など、環境配慮技術の積極

的な導入を図る。

◇周辺地域の環境対策

新市場の整備に当たっては、フォークリフトの電動化等、市場周辺への騒音・振動の低減対策や周辺地域に与える環境調査等、整備場所に応じて必要な対策を講じる。

◇ごみリサイクルの推進及び減量化対策

可燃ゴミや発泡スチロール、缶・ビン等の不燃物、魚のあらについては、分別収集の徹底を図り、さらなるリサイクル処理の推進に取り組む。

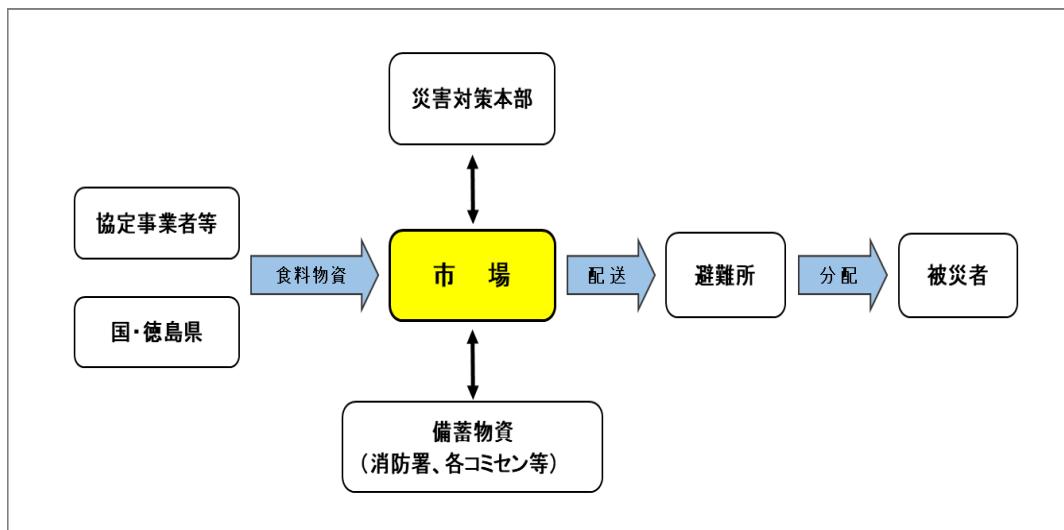
また、可燃ゴミのうち野菜くず等の生ゴミについては、処理機の導入を検討するなど市場から排出するゴミの減量化に必要な施設・設備を整備する。

② 災害時対応機能の強化・充実（食の供給拠点）

東日本大震災以降、災害時等の緊急事態に際し、可能な限り卸売市場が機能を維持・発揮できるよう、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、B C P（事業継続計画）の策定や災害時に備えた複数の市場間ネットワークの構築等、災害時等への対応機能の強化・推進が求められている。

さらに、市場は地域防災計画において、市場関係者及び地域住民の津波一時避難施設及び大規模災害時における食糧物資集配基地に位置づけられていることから、液状化対策や非常用電源の導入等による重要インフラの確保等、防災拠点施設に必要な施設・設備を整備する。

【図表 2-3 食糧物資集配基地】



4 健全な市場運営

開設者及び市場関係業者が一体となって、市場運営に戦略的に取り組むとともに、整備にかかる事業費の節減や新たな収入財源の確保策の検討等、新市場整備後における市場事業会計の収支の健全化、市場関係業者の経営の安定を図る。

① 戰略的な市場運営

市場の立地条件や強み・弱みから導き出された課題等に基づき、開設者及び市場関係業者が、それぞれの部門ごとに戦略的に取り組む。

◇経営戦略

経営戦略（具体的な実施内容）	実施主体					検討・実施時期 (◇検討・準備、◆実施)		
	卸	仲卸	関連事業者	売買参加者	開設者	H31	※H32～H36	H37～整備後
1. 集荷力・販売力の強化								
産地・生産者との連携、集荷力の強化								
生産者・実需者との積極的な情報の受発信	○	○				◆	◆	◆
生産者・産地の育成支援	○	○				◆	◆	◆
ブランド商品の開発及び販売促進	○	○		○		◆	◆	◆
集荷人の育成・支援	○					◆	◆	◆
地域内生産者・産地への市場入荷誘導	○	○				◆	◆	◆
産地との積極的な訪問、交流による取引の拡大	○	○				◆	◆	◆
販路拡大に向けた取り組み								
第3者販売の強化・拡大	○						◆	◆
品質管理体制の構築による輸出力強化	○	○			○			◆
学校給食等公共施設及び民間施設への市場流通商品活用の推進	○	○	○	○	○	◇	◆	◆
販売促進キャンペーンの実施	○	○	○	○	○	◇	◆	◆
実需者ニーズの把握による販路拡大	○	○	○	○		◆	◆	◆
2. 激化する市場間競争への対応								
量販店・小売店対応の充実（他市場対策）	○	○				◆	◆	◆
県内の青果・水産物の集荷体制の強化（他市場対策）	○	○				◆	◆	◆
近隣市場との連携（他市場対策）	○	○			○	◆	◆	◆
3. 食の安全・安心と信頼の確保								
コールドチェーンの確立	○	○	○		○			◆
ハサップ等の高度な品質管理認証の取得	○	○			○			◆
定期的な食品・水質検査の実施・公表					○	◆	◆	◆

経営戦略（具体的な実施内容）	実施主体					検討・実施時期 (◇検討・準備、◆実施)		
	卸	仲卸	関連事業者	売買参加者	開設者	H31	※H32～H36	H37～整備後
4. 市場活性化に向けた取り組み								
ホームページを活用した「食」の情報発信	○	○			○	◇	◆	◆
市場外施設整備による「にぎわいづくり創出」					○			◆
料理教室や市場見学会の開催	○	○			○			◆
各種イベントの開催及び支援	○	○	○	○	○			◆
定期的な市場の一般開放	○	○	○	○	○			◆
5. 市場関係者の経営体制の強化								
経営体制の強化								
経営診断、経営相談の実施					○		◆	◆
業務統合、合併等による経営体質の強化	○	○					◆	◆
関連店舗の常時一般開放による経営改善			○		○			◆
コスト削減のための効率的な業務運営								
卸・仲卸業者の配送・集荷事業の連携の促進	○	○				◆	◆	◆
荷捌き所、作業場の共同利用による効率的な運用	○	○			○			◆
袋詰め加工等の業務連携による一元化→コスト削減	○	○			○			◆
共同配送による流通コストの削減	○	○		○			◆	◆
I C T化による業務の効率化								
各社の売上伝票（販売原票）の電子データでの報告・保管	○			○		◆	◆	◆
市場内専用 L A N整備による各種データのペーパーレス化による業務の効率化	○			○		◇	◇	◆
市況及び卸売予定報告書の電子データでの報告	○			○		◆	◆	◆
入荷品目や前日の情報の即時表示（液晶モニター等へ移行）	○			○		◆	◆	◆
労働環境の改善及び人材育成								
労働環境の改善による雇用促進	○	○	○	○	○			◆
労働環境向上に向けた施設・環境づくり	○	○	○	○	○			◆
後継者対策及び人材育成	○	○	○	○		◆	◆	◆
6. 経費節減及び財源確保策の検討								
新市場整備を見据えた、より計画的な市場施設の維持・補修工事の実施（施設の長寿命化）					○	◆	◆	◆
施設整備にかかる補助・交付金の有効活用等による財源確保					○	◇	◆	◆
新たな収入財源確保策の検討					○		◆	◆
L E D照明の導入等、省電力化の推進					○	◆	◆	◆

経営戦略（具体的な実施内容）	実施主体					検討・実施時期 (◇検討・準備、◆実施)			
	卸	仲卸	関連事業者	売買参加者	開設者	H31	※H32～H36	H37～	整備後
7. 防災・環境対策の推進									
防災訓練の実施及び啓発					○	◆	◆	◆	◆
災害時における事業継続計画（B C P）の作成	○	○	○	○	○		◆	◆	◆
ごみ減量化対策と不法投棄防止の徹底	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	◆
分別収集の徹底によるリサイクルの推進	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	◆
8. その他									
市場協会事業の拡大及び活動促進（収入増加対策の検討）	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	◆
市場秩序保持（目的外使用、無許可使用等）の徹底	○	○	○	○	○				◆

※平成32年6月 改正卸売市場法施行

② 適正規模の施設整備

市場整備に当たっては、国が示す算定式に基づき卸売場等の適正規模を算定し、過剰な施設整備の抑制に努めることで整備にかかる事業費を圧縮し、市場事業会計及び市場関係者の経常費用（施設使用料）の節減を図る。

◇卸売場等の規模算定（算定式）

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i ：目標年度における売場施設の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i ：売場施設経由率

μ_i ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i ：売場施設通路面積

i ：各売場施設

③ 市場事業会計の健全化

市場の会計は市場関係者が負担する施設使用料等で賄う独立採算制を採用しており、今後、新市場の整備に要する事業費が増加し、支出の増加が見込まれることから、にぎわい創出エリアの運用や施設の命名権の導入等、新たな収入財源の確保による市場事業会計の収支の安定及び健全化に取り組む。

第3章 新市場整備の基本的な方向性

1 整備場所の検討

整備場所は、中央卸売市場整備検討協議会（平成28、29年度開催）で決定された整備方針及び整備手法に基づき、具体的な協議、交渉を進める。

整備方針：主要施設の耐震診断結果を踏まえ、本市場の今後の整備方針を施設更新（建て替え）と定める。



整備手法：移転場所を確保したうえで、その場所に新市場の整備を行い、整備が完了した後にすべての市場機能を移転する。



現在地で建て替えを行う場合と比較して、

- 整備中も営業活動に支障をきたすことなく、消費者の方々に安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給することができる。
- 工事期間の短縮や仮設施設等の経費の削減が期待できる。



移転場所の選定条件

- ①交通アクセスが容易であること
- ②水産物の水揚げの関係から沿岸部に近いこと
- ③現在、市場関係者が場外に整備している施設が活用できる近隣地であること
- ④市場用地として十分な広さがあること

※移転場所の選定・決定において、適切な候補地が見つからない、あるいは用地交渉が難航する等により、整備スケジュールが大幅に遅れることも想定されるため、現在地での建て替えの可能性についても協議・検討しておく必要がある。

2 整備規模及び整備区分の検討

現在の中央卸売市場に求められている機能（食品衛生の確保、品質管理の向上、物流のスピードアップと効率化を図るための動線）整備をはじめ、将来の必要機能の変化に柔軟に対応できる構造・工法を採用し、その時代の要請に十分応えることができる施設

を整備する。

なお、施設整備（新市場完成）に伴い、施設使用料の見直しが必要となるが、急激な使用料の上昇は市場関係業者の経営を圧迫することが懸念されるため、市場運営の継続性の観点からも、実情を考慮した取扱数量等の目標値を設定し、施設のコンパクト化を図るとともに、開設者と市場関係業者で整備区分を分担（施設の躯体は開設者が整備し、冷蔵庫・冷凍庫等の設備は場内事業者が整備）する等、使用料算出のもとになる事業費の抑制について協議・検討する。

3 整備・運営手法（体制）の検討

整備・運営には様々な手法があり、本市場にとって最適な手法を選択し、実施していくことが求められる。

【図表 3-1 各事業手法の比較】

手 法	区 分	施 設 整 備			運 営
		資金調達	設計・建設	施設所有	
公設公営	従来型（市直営）	公	公	公	公
公設民営	指定管理者制度	公	公	公	民
	DB 方式	公	民	公	公
	DBO 方式	公	民	公	民
民設民営	PFI	BOT 方式	民	民	民
		BTO 方式	民	民	民

①公設公営

現市場でとっている手法であり、市が土地の取得、施設整備、施設運営を行う方式。

②公設民営

1. 指定管理者制度

市が土地の取得、施設整備を行い、施設運営を指定管理者（民間事業者）へ委託する方式。

2. DB 方式

市が土地の取得、施設整備費（交付金や企債等）の資金調達を行い、施設の設計・建設を民間に包括的に委託する方式。

3. DBO 方式

市が土地の取得、施設整備費（交付金や企債等）の資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を民間に包括的に委託する方式。

③民設民営

PFI 方式

市の施設整備に関して民間資金・ノウハウを導入するとともに、施設運営を民間がする方式

1. B O T方式

市が土地を取得、民間が施設を設計・建築・運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式。

2. B T O方式

市が土地を取得、民間が施設を設計・建築し、施設完成直後に市に所有権を移転し、民間が運営する方式。

なお、施設整備に係る交付金としては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農林水産省）の活用を予定しているが、実施要領において「開設者が施設の整備を実施する場合、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてPFI事業の活用をはかるものとする」と規定されているため、PFI導入可能性調査の実施が必須事項となる。

○当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。

○当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。

第4章 整備スケジュール

新市場の整備スケジュールは、概ね下記のとおりであるが、建設場所の決定時期や建設地の現況、あるいは卸売市場法の改定に伴う施設整備手続き（食品等流通合理化計画事業計画の認定申請出時期等）の変更等により、流動的なものとなる。

【図表 4-1 整備スケジュール】

項目 \ 年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度～
・基本構想策定									
・基本計画策定									
・食品等流通合理化計画の策定及び認定申請									
・PFI導入可能性調査 ・基本設計									
・実施設計									
・工事施工									

○新市場基本構想策定協議会について

1 協議会の設置目的

移転場所の検討や新市場に求められる機能、さらには生産者・実需者との業務連携等、新市場整備に係る基本方針を定めた基本構想を策定するにあたり、市場関係者及び関係機関・関係団体、並びに国や他市場の動向に見識の深い学識経験者を委員に選任し、専門的な見地から幅広く意見聴取し、集約することを目的に本協議会を設置する。

2 協議会設置日：平成30年5月1日

3 協議会委員名簿

役 職	所 属 団 体・役 職	氏 名	備 考
会 長	経済部中央卸売市場場長	吉本 裕司	開設者
副会長	卸売市場政策研究所代表	細川 允史	学識経験者
委 員	徳島県もうかるブランド推進課課長	阿部 順次	徳島県
委 員	徳島青果株式会社代表取締役社長	林 嘉彦	青果部卸売業者
委 員	徳島大同青果株式会社代表取締役社長	林 賢一	青果部卸売業者
委 員	徳島魚市場株式会社代表取締役社長	吉本 隆一	水産物部卸売業者
委 員	株式会社徳島大水魚市代表取締役社長	生原 靖久	水産物部卸売業者
委 員	徳島市中央卸売市場青果仲卸協同組合理事長	高瀬 文夫	青果部仲卸業者
委 員	徳島鮮魚仲卸協同組合事務員	早澤るり子	水産物部仲卸業者
委 員	徳島県海産物問屋協同組合代表理事	東 照男	水産物部仲卸業者
委 員	徳島市魚市場卸協同組合理事長	一新 実	水産物部仲卸業者
委 員	徳島市中央卸売市場関連商業協同組合理事長	小原 由照	関連事業者
委 員	徳島青果商業協同組合副理事長	黒濱 勝司	青果部壳買参加者
委 員	徳島県水産代払協同組合理事長	古川 登	水産物部壳買参加者
委 員	徳島鮮魚小売商組合理事長	上田 泰行	水産物部小売業者
委 員	株式会社四国銀行徳島中央市場支店長	久保 浩史	関連事業者会
委 員	株式会社阿波銀行中央市場(マリビア)支店長	佐藤 真人	関連事業者会
委 員	徳島県漁業協同組合連合会参事役	大塚 弘之	生産者・実需者
委 員	全国農業協同組合連合会徳島県本部副本部長	長江 郁哉	生産者・実需者

